

市長行政報告

(その2)

(令和2年第1回多摩市議会定例会)

新型コロナウイルス感染症へのこれまでの対応と今後について、ご報告を申し上げます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症対策本部」の開催経過と主に実施してきた対応についてご報告いたします。

多摩市は、新型コロナウイルス感染症対策として、今後発生が想定される課題に全庁で対応するため、1月30日にいち早く「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。

それ以後、市民の皆さんへの注意喚起や公共施設への手指消毒用アルコールの設置を行うとともに、感染拡大に備え、医療・介護・福祉関

連の事業所等のマスクや消毒剤等の備蓄状況の把握に努め、教育委員会では中国から帰国した児童等へのフォロー態勢も整えてまいりました。

2月25日の対策本部においては、更なる感染拡大を想定し、市主催事業等については「市民の安全を第一に考え、この2週間が感染拡大防止の重要期間である」との認識に立ち、2月29日から3月15日までの、市主催事業の延期又は中止を決定しました。また、「3月初旬には、各事業者が保有しているマスクが少なくなる。」との情報を得たことから、市民生活を支えている介護保険事業所、老人ホーム、保育園、学童クラブなど、高齢者等の介護や障がい者の支援、子どもたちの見守りを行っている事業者

等に対し、市が備蓄しているマスクの配布を決定しました。さらに、多摩市医師会と連携を図り、マスクの備蓄が不足している医療機関に対して、マスクの提供を行いました。マスクについては、現在、市内の全ての医療機関や歯科医等にも行き届くように、関係部署に配布支援の指示をしています。

国が2月27日に、全国の小・中学校、高校などの臨時休校を求める発表をしたことを受け、本市も、子どもたちの健康を第一に、3月2日からの臨時休校を決定しました。小・中学生、特に卒業を間近に控えた皆さんやその保護者の皆様の中には、混乱や戸惑いもあったかと思いますが、冷静に受け止めていただいで

いることに感謝申し上げます。

また、2月28日の対策本部では、1、2週間が山場であるとの政府見解を受け、感染拡大阻止を目的に、一歩踏み込んだ対応として、3月2日から3月15日までの間、保育園や学童クラブなどを除く公共施設の臨時閉館の決断を行い、市として集団感染を発生させないための対策を講じてきました。

公共施設の臨時閉館については、市民の皆様へ、その趣旨や内容をお知らせするため、3月5日号のたま広報とあわせて、「多摩市からのお知らせ」を全戸配布し、情報を届けました。

一方、更なる子どもの見守り体制の強化、保護者の就労支援等の観点から、3月5日の対策

本部で、3月9日から学童クラブの開館時間を「午後5時まで」から2時間延長することを決定し、午後7時まで開館することとしました。児童館の職員も、学童クラブの要請に基づき、応援する体制をとることとしました。これらの対応ができるのも、保護者の皆様のご理解と学童クラブを運営している社会福祉法人等の御理解と御努力のおかげです。

3月12日の対策本部では、政府の専門家会議が示したクラスター（集団）発生リスクの高い場所の3つの条件を踏まえ、「正しく恐れ」て活動し、免疫力の低下を防いでいくことを念頭に、臨時閉館をしている公共施設について、その影響などの再評価を行い、図書館や公民館等

3月16日以降、利用者のご協力も得て、感染拡大の防止措置を講じながら、部分開館する公共施設を決定いたしました。また、屋外体育施設については、基本的に貸出を開始することといたしました。引き続き閉館する貸室部分などについても、十分な換気が行える場所など、それぞれの施設の特性に合わせ、新型コロナウイルスの感染状況等を見極めながら、柔軟に検討していきます。

また、教育委員会では、かねてから、学童クラブの学校施設の一部活用などの柔軟な対応を図ってきましたが、小学校低学年の子どもの居場所の確保として、それを一歩進めて学童クラブに通所していない小学校低学年の児童に対し

ても、3月27日まで教室、校庭、体育館、学校図書館等を開放することを決定し、本日より、受け入れを開始しています。

本日までに、既に12回の対策本部会議と対策本部で方向性を決定した事案に対する具体策と、きめ細かな対応を検討する対策本部課長会を11回開催していますが、今後も対策本部を中心とした体制のもとで、全庁一丸となって引き続き対策を講じてまいります。

なお、行政としては、市民への感染拡大を防止しながら、市民サービスの継続を担保することも重要なことから、職員に対しては、時差出勤、不要・不急の外出の自粛、窓口職場等でのマスク着用の奨励等を実施しています。

次に今後についてです。

まず、3月10日に国から示された第2弾の緊急対応策については、詳細な内容が示されていないことが多くあることも事実ですが、情報収集に努めながら、対応の準備を進めているところです。

間もなく会計年度が切り替わる時期を迎えますが、迅速かつ切れ目のない対応が必要であるとの認識のもとで、補正予算の編成を基本におきながら、予備費等も活用し、柔軟な対応を行っていきたいと考えています。

また、3月11日には、WHOのテドロス事務局長が、「新型コロナウイルスはパンデミック

と言える」と述べ、世界的な大流行になっているとの認識が示されました。今後の影響について、どの範囲で、どの程度、どのくらいの期間続くことになるのかは、極めて不透明な状況にあります。長期戦になることも見据えておく必要があると考えています。

さらに先週末には、緊急事態宣言を可能とする新型インフルエンザ対策特別措置法改正案が可決・成立しました。

今後とも、政府から出される要請や、専門家会議が発表する新たな見解などを参考としながら、国や東京都、さらに医師会などの関係機関とも連携し、適宜適切な対策を講じていきます。

なお、今後も条例改正や補正予算の編成など、議会の議決を要する案件が出てくる可能性もあることから、議会の皆さんにも連携・協力をいただきながら、この難局を乗り越えていきたいと思っています。

以上をご報告申し上げ、市長行政報告（その2）と致します。

（令和2年第1回多摩市議会定例会）